

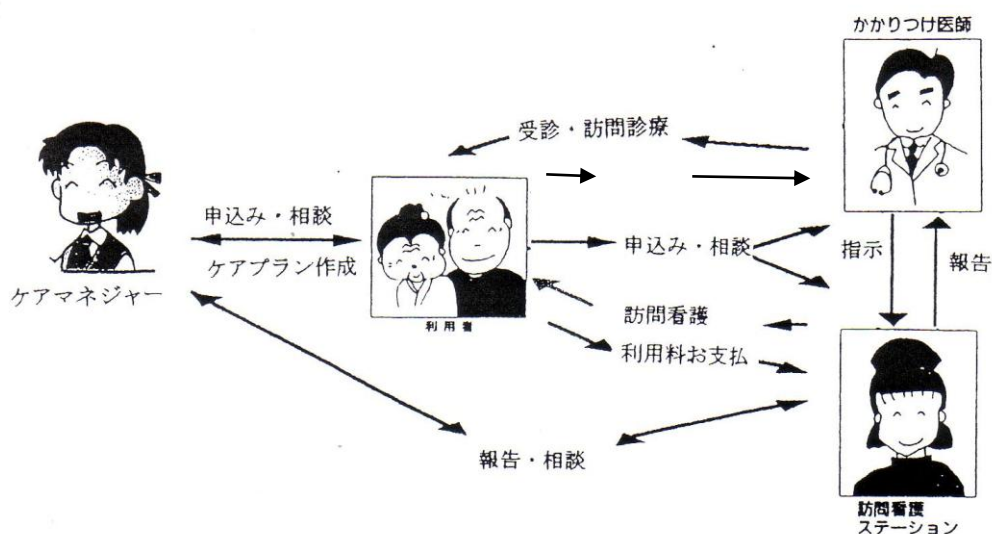
TMG あさか訪問看護ステーション

重要事項説明書

＜2024（令和6年）年 4 月 1 日 改定＞

1 お申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師などがご家庭を訪問して、ご家庭で療養されている方の看護のお手伝いをするサービスです。介護保険制度でのご利用のほか、医療保険制度でご利用できる場合もあります。主治医の治療方針やケアマネジャーのケアプランに沿って、他のご利用サービスと連携しながら訪問看護を行います。



訪問看護を利用する場合は、主治医からの「訪問看護指示書」が必要です。主治医の属する医療機関から訪問看護ステーションに提供されます。

2 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状や障害の観察（血圧・脈拍・体温測定・聴診など）
- ・ 清潔を保つケア（清拭・洗髪・足浴・爪きりなど）
- ・ 傷や床ずれなどのお手当てや、予防方法のアドバイス
- ・ カテーテルなど医療器具の管理や、医師の指示による医療処置
- ・ リハビリテーション
- ・ 食事や栄養に関するアドバイス
- ・ 排泄に関するケアやアドバイス（オムツ交換やポータブルトイレ使用のお手伝い）
- ・ 家族の介護相談、健康管理
- ・ 終末期のケア

3 サービスの営業・提供日時

- ・ 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
- ・ 土曜日 午前9時から午後12時まで
- ・ 日曜日・祭日及び年末年始(12月30日午後から1月3日まで)はお休みです。

☆ 当訪問看護ステーションでは、訪問看護師が24時間直接、携帯電話によるご病状や介護に関するご相談をお受けしております(ご利用にあたっては別途利用料が加算されます)。

4 サービスのご相談・苦情対応について

サービスについての相談・要望・苦情については、下記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口 ☆

電話番号 048-423-6936

担当者(管理者) 岸 恵子

受付時間 月～金 9:00～17:00 但し土曜日は12:00まで

☆ 行政機関その他苦情受付機関 ☆

当事業所以外に、県市町村の相談窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

朝霞市役所 長寿はつらつ課 048-463-1719(直通)

新座市役所 長寿はつらつ課 048-477-1111(代表)

志木市役所 長寿応援課 048-473-1111(代表)

和光市役所 長寿あんしん課 048-424-9125(直通)

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課(苦情対応係)

048-824-2568(専用)

5 ご利用にあたってのお願い

☆ 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。

6 サービスの利用料

(1) 利用料等一覧表(詳細は別紙をご参照下さい)

☆ 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

☆ 特定の病名・病状(末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病等)に該当する方は、医療保険の適応となります。

(2) お支払い方法

利用料はご利用月の末日でしめたものを、翌日 10 日以降に請求書に反映し、発行後郵送いたします。お支払方法は、ご利用月の翌月 27 日に利用者様ご指定口座より引き落とさせていただきます。もしくは請求書に記載された指定口座へのお振込みか、TMG サテライトクリニック朝霞台 B 棟 1 階事務所にご持参いただき現金払いとなります。

7 事業所の概要

事業所の名称	TMG あさか訪問看護ステーション
事業所の種類	訪問看護事業所
介護保険指定番号	埼玉県 第 1 1 6 2 1 9 0 0 2 3 号
所在地	埼玉県朝霞市西弁財 1-8-21
管理者氏名	岸 恵子
連絡先	電話 048-423-6936 FAX 048-423-6937 夜間・休日(携帯電話) 090-2620-9985
事業者が行っている他の事業	なし
サービスを提供する地域	朝霞市・志木市の全域、和光市（新倉、本町） 新座市（新座、大和田、東北、東、北野、菅沢、野火止 畑中、馬場、栄、池田、新塚）
事業所の沿革・理念	平成 8 年 5 月、朝霞台中央総合病院に訪問看護科開設 平成 9 年 7 月、朝霞台中央訪問看護ステーションとして独立 平成 30 年 11 月、TMG あさか訪問看護ステーションに名称変更 理念と基本方針：「愛し愛される」訪問看護ステーション ー利用者を「家族」と思う訪問看護ー

8 事業所の職員体制

職種	資格	常勤・非常勤	業務内容
管理者	看護師	2.5 名以上 (常勤換算数)	事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
訪問看護師	看護師		訪問看護業務を行います（うち 1 名は管理者と兼務）。
事務職		2 名	医事・総務等の事務業務

9 個人情報保護（詳細は別紙ご参照下さい）

訪問看護サービスを提供するうえで知りえた、利用者・ご家族の個人情報について、その秘密を保持するとともに、他に情報提供をする場合は利用者・ご家族の同意を得て行います。また、訪問看護記録等の開示をご希望される場合には、対応させていただきますのでご相談ください。

10 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・岸 恵子
-------------	----------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対する為、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (2) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合には解約するだけではなく法的な措置と共に損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

- ・暴力又は乱暴な言動：殴る、ける、物を投げつける、刃物を向ける、奇声や大声を発する など
- ・ハラスメント行為：不用意に身体を触る、手を握る、腕を引っぱり抱きしめる、卑猥な画像や動画を繰り返し見せる など
- ・その他：職員や他者の個人情報を求める、ストーカー行為 など

12 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な処置を講じます。また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 訪問看護事業者総合保障制度

当事業者は、訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対してサービス内容及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者	名称	医療法人社団武蔵野会
	所在地	埼玉県新座市東北 1-7-2
	代表者	理事長 中村 毅
事業所	名称	TMG あさか訪問看護ステーション
	所在地	埼玉県朝霞市西弁財 1-8-21
	管理者	岸 恵子

説明者 氏名 _____

私は、事業者からサービス内容及び本書面により訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____